

令和 6 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月12日

本日の会議に付した案件

議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

健康福祉部

の所管に属する事項

議案第11号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第16号 財産の無償譲渡について

議案第17号 財産の無償譲渡について

議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

新型コロナウイルスワクチン接種事業

学校施設改修（LED化）事業（小学校費）

学校施設改修（LED化）事業（中学校費）

第4条 地方債の補正のうち

学校施設改修事業（小学校）

学校施設改修事業（中学校）

議案第19号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

障害者福祉システム改修事業

生活保護システム改修事業

第3条 地方債のうち

学習等供用施設改修事業

保育園施設改修事業

災害援護資金貸付事業

学校施設改修事業（小学校）

学校施設改修事業（中学校）

市民文化会館改修事業

旧図書館解体事業

議案第24号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計予算

議案第26号 令和6年度江南市介護保険特別会計予算

議案第27号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第31号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

行政視察報告書について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長	中野裕二君	副委員長	三輪陽子君
委員	野下達哉君	委員	稲山明敏君
委員	藤岡和俊君	委員	津田貴史君
委員	土井紫君		

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

副議長	石原資泰君	議員	堀元君
議員	大藪豊数君	議員	片山裕之君
議員	長尾光春君	議員	須賀博昭君
議員	牧野行洋君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

副主幹	前田昌彦君	主任	伊藤典子君
-----	-------	----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
健康福祉部長	貝瀬隆志君
教育部長	松本朋彦君
こども未来部長兼こども未来部保育課長	坪内俊宣君
高齢者生きがい課長	平野優子君
高齢者生きがい課主幹	影山壮司君
高齢者生きがい課副主幹	土谷武史君
福祉課長	石田哲也君
福祉課主幹	古川雄一君

健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	加 藤 あかね 君

保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	三 浦 理 恵 君

教育課長	茶 原 健 二 君
教育課管理指導主事	石 原 香 蔵 君
教育課主幹	源 内 隆 哲 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長	仙 田 隆 志 君
学校給食課副主幹	宇佐見 裕 二 君

生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵 君
生涯学習課副主幹	安 藤 裕 美 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中 村 雄 一 君
スポーツ推進課主幹	稲 波 克 純 君

こども政策課長	間 宮 徹 君
こども政策課主幹	栗 本 真由美 君
こども政策課副主幹	大 脇 宏 祐 君
こども政策課副主幹	横 川 幸 哉 君

保育課指導保育士	真 野 佳 子 君
----------	-----------

保育課副主幹

中山 享哉 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

令和 5 年度最後の委員会ということで、いろいろと新聞の中では、昨日は東日本大震災から 13 年ということで報道やテレビでいろいろと御覧になっていると思うんですけども、朝、今日ちょっとテレビを見ていたら、別件で K T X の野田社長が耐震のフレームを造ったという方で、NHK のテレビに出ていたんですけども、この厚生文教委員会、学校だったり保育園だったり高齢者の担当がありますので、江南市の中で人を守る、こういった経験を生かして江南市の人命を守っていくということも非常に重要だと思いますので、この災害も今年は能登半島地震があったりとか各地で発災しておりますので、江南市も人ごとではないのかなということを改めて我々肝に銘じる必要があるのかなというふうに思っておりますので、また改めて職員の皆さんも、議員の皆さんも、そこを肝に銘じて仕事をしていただければと思います。

また話は委員会のほうに戻すんですけども、令和 6 年度、ふくし部のほうの予算がいろいろと混在しておりますので、こども未来部もちょっとややこしくなっておりますので、議員の皆さんも職員の皆さんもスムーズな進行に気をつけていただいて進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長から御挨拶のほうをお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 2 月 22 日に 3 月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、市長は公務がごさいますので。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、健康福祉部の所管に属する事項をはじめ15議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構でございます。

議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
のうち
健康福祉部
の所管に属する事項

○委員長 最初に、議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、健康福祉部の所管に属する事項を議題といたします。

なお、審査方法ですが、複数の課が関係する議案となっているため、まとめて審査したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第5号について御説明申し上げますので、議案書の35ページをお願いいたします。

令和6年議案第5号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、36ページから37ページには江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

また、38ページから45ページにかけましては条例案の新旧対照表を掲げてございます。

健康福祉部の該当箇所を新旧対照表で御説明いたしますので、39ページをお願いいたします。

39ページ下段、別表第1と40ページ中段、別表第2から44ページの上段26の項までと45ページでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　39ページの下段のところ、旧では「訪問介護」というふうになっていたのが「居宅サービス等」になっているということで、何か今までにこの法律に係ることで増えた部分というか、今までにないところがあったということはあるのかなのか、お尋ねします。

○高齢者生きがい課長　令和5年7月利用分をもちまして、通称ヘルパー減

免とっておりました訪問介護等利用者負担軽減事業が終了したことと、令和6年度から新たに認知症対応型共同生活介護家賃補助という事業を実施するために改正をするものでございます。

○三輪委員　この文言によって分野が変わるとか、そういうことはないということですよ。

○高齢者生きがい課長　統合して居宅サービスという文言を使うことで、介護給付等サービスを含んだ規定ということで整理しているものであります。

○委員長　ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時36分　休　憩

午前9時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第11号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第11号について御説明申し上げますので、議案書の75ページをお願いいたします。

令和6年議案第11号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、76ページから78ページには江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

また、79ページから85ページにかけまして条例案の新旧対照表を掲げてございます。

86ページ、87ページには、参考といたしまして改正案の概要などを掲げておりますので、御参照賜りますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　議案質疑でもあったかと思うんですが、ちょっともう一回確認で、今回1段階から3段階が引下げになった方があり、それから13段階から16段階は新たに設けられたということなんですけれども、そこに入る方の人数か割合でもいいんですけど、それが分かれば教えてください。

もう一つ、今回8割の取崩しで、この金額、やっぱりちょっと値上げになった方が多いんですけど、もしこれ全部取り崩していたら据置きができたかどうか、そういうことはできなかったのか、ちょっとお聞きします。

○高齢者生きがい課長　所得段階別の人数や割合につきましては、当初予算説明資料の51ページに掲載がございますので、御確認いただきたいと思います。

もう一点、基金を全額取り崩した場合に据置きができたかどうかということについては、ちょっと計算はしておりません。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○野下委員　86ページと87ページに、新しく13段階、14段階、15段階、16段階を設定という、表も出ていますが、これは江南市単独の制度になりますか、まず。

○高齢者生きがい課長　今回、国のほうの標準段階は第13段階までというふうになりまして、14段階以上につきましては江南市の独自の判断になります。県下の状況も確認いたしましたけれども、13段階の標準段階でとどめている市町村もありますが、多くは独自の段階を設けて実施するようです。

- 野下委員　もう一回すみません、もう一回ちょっと最後のほう。
- 高齢者生きがい課長　国の標準段階どおりの市町村もあるんですけども、市町村独自で段階を増やしている市町村も多くございます。
- 野下委員　今、ほかの自治体もあるということなんですけど、愛知県でどれぐらいの自治体が導入されていらっしゃるんですか。14段階、15段階、16段階とか、分かりますか。
- 高齢者生きがい課長　最高で20段階という市町村が1市ございます。それから、17段階まで拡大しているところが6市、江南市を含む16段階が8市、15段階が19市です。
- 野下委員　そういう段階的などころもやっぺらっぺらというんですけど、そもそもちょっと拡大をされた、国は13段階までという話ですけど、その意図というのはどこにあるのか、これだけちょっと聞かせていただいてもいいですか。
- 高齢者生きがい課長　多段階化をすることによりまして、高所得者の方に保険料を多く負担していただいて基準月額を下げるといふような考えに基づいて実施しております。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
- 暫時休憩いたします。

午前9時41分　休　憩

午前9時41分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議案第11号を挙手により採決します。
- 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 〔賛成者挙手〕
- 委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 議案第12号について御説明申し上げますので、議案書の88ページをお願いいたします。

令和6年議案第12号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

89ページには、江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

また、90ページから91ページにかけまして条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 ちょっと確認を。

議案質疑でもあったと思いますが、これに改正されるに当たって、改正された後、北部、中部、南部で新たに職員を雇わなきゃいけないとか、もう既に改正後の人数で満たされているというようなことではあったとは思いますが、その人数のちょっと確認をさせてください。

○高齢者生きがい課長 既に各包括支援センターとも条例の規定を満たす人員を確保していますので、新たに雇う必要があるということは考えておりません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 付け足しというか、あれですが、議案質疑も出たんですが、そ

れぞれ北部が6人、中部5人、南部8人というようなことだったんですが、南部だけかなり多いので、ちょっとこれがどうしてかなということがもし分かれば教えていただきたいのと、国の基準として、やっぱり中学校区に1つは本当は必要じゃないかということで、10期に向けて増設というような文言もどこかにあったんですが、もし増やすとしたらどこにつくるとか、そういうのが、見通しがあればお聞きしたいと思います。

- 高齢者生きがい課長 南部包括支援センターの職員が多い理由については、特段把握はしておりませんが、業務を円滑に遂行するために必要な人数を独自の判断によって確保していただいているものと考えております。

次に、包括支援センターの増設についてでございますけれども、地域的には、江南市全体で見ますと東側の区分に、地域に包括支援センターがないということは思っているんですけれども、その業務を担えるところといいますのは、やはり社会福祉法人ですとか、医療法人ですとか、ある程度の規模の事業所になってくると思いますので、場所というよりは、どなたにお願いできるのか、どこにお願いできるのかということをもまずは考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

- 委員長 ほかに質疑は。よろしいですか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前9時45分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の92ページをお願いいたします。

令和6年議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

93ページから94ページには条例案を、95ページから104ページには新旧対照表を、105ページから107ページには参考資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 これも議案質疑で出たかもしれないんですが、やはりこれだけ国保、また20%近く上がると大変、今物価高だし、業者とかは大変困っていらっしゃると思うんですけど、滞納世帯、今年度は分からないですかね。昨年度の滞納世帯の割合がどのぐらいあるのか、分かれば教えてください。

○保険年金課長 令和4年度の滞納世帯数ということで、滞納世帯数は国保を喪失した世帯もありますが、その分を除きますと1,117世帯でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 大体私のほうの調べでも8.4%程度とか、かなり滞納世帯が多いと思うんですけども、その中で差押えというようなものもあったりして、本当に心配なんですけど、例えば子供の均等割が、これはもし市独自でやってもペナルティーにならないと思うんですけども、もう一回確認ですが、こういうことについて何か値上げを抑えるための方策というのはないものか、お聞きします。

○保険年金課長 子供の均等割、今、未就学児におきまして2分の1となっておりますけれども、その部分の割合を増やすとか、対象年齢を増やすということは、国としてはその部分は赤字として取り扱うということになっておりますので、現状では難しいと考えております。

あと、税率を抑える方策といいますと、まずは収納率を上げるというところが一番早いかと思います。収納率を上げるために徴収を強化するということが考えられます。あとは、歳出のほうを減らすというところで、医療費削減のところが考えられますが、ジェネリック医薬品に替えるとか、重症化が想定される被保険者に対しては受診勧奨を促すとか、そういったことをやっていきたいと思います。

○委員長　ほかに。

○三輪委員　そういう出るほうが減ることや収納率を上げるということもすごく大事なんですけど、やっぱり無理やり上げることによって本当に生活が成り立たないということも心配はして、今、特にインボイスなどもあって業者が大変なんですけれども、来年度ちょっと滞納を増やさないように説明するようにとあって、何か審議会からの意見書もあったんですが、何か皆さんに説明するというか、払っていただくために今年度以上に何かやっていくというようなことはありますでしょうか。

○保険年金課長　このたび税率をお認めいただきましたら、税率のほうが変わっていくことになっていきますが、広報の4月号のほうで、今、江南市の現状、医療費がどれだけかかっているとか、その辺りの推移を広報のほうに載せまして、皆様の御理解をいただく予定にしております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○土井委員　今お答えいただいたところなんですけれども、税率は上がらないほうがいいにこしたことはないですけど、仕方ないかと思えるんですけど、仕方ないかと思ってもらえるためのやっぱり説明が欲しいなと思っていて、江南市の法定外繰入金を減らしていくみたいな話も、市民に向けては説明される御予定はあるんでしょうか。広報とかで、今まではこういう経緯があったけど、これを減らしていきたいですみたいなことも書かれる可能性はありますか。

○保険年金課長　先ほど三輪委員の答弁の中でさせていただいた広報の掲載の紙面の中に、繰入金を削減していくというような文言のほうは載せていく予定になっております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時52分 休 憩

午前9時52分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第16号 財産の無償譲渡について

議案第17号 財産の無償譲渡について

○委員長 続いて、議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第16号 財産の無償譲渡について及び議案第17号 財産の無償譲渡についてと関連がありますので、一括して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号、議案第16号及び議案第17号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 議案第14号、議案第16号及び議案第17号につきまして御説明申し上げますので、議案書108ページをお願いいたします。

令和6年議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

109ページには、江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、はねていただきまして、110ページから111ページにかけて、参考資料として江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

続きまして、議案第16号につきまして御説明申し上げますので、議案書123ページをお願いいたします。

令和6年議案第16号 財産の無償譲渡についてでございます。

はねていただきまして、124ページから126ページにかけて、参考資料として中般若区との譲渡契約書（案）を掲げております。

続きまして、議案第17号につきまして御説明申し上げますので、議案書127ページをお願いいたします。

令和6年議案第17号 財産の無償譲渡についてでございます。

はねていただきまして、128ページから130ページにかけて、参考資料として江森区との譲渡契約書（案）を掲げております。

議案第14号、議案第16号及び議案第17号の説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 ちょっと分からないので教えていただきたいんですけど、今も何かほかの学習等供用施設でかなり地元区が指定管理をされている施設が多くあると思うんですけども、結構利用料とか柔軟に設定されているので、この譲渡された場合と指定管理の状態とで、利用者の方の利用のしやすさだったり、そういう取決めだったりで何か変わってくるということはあるのでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 基本的に指定管理をお願いしていた学習等供用施設につきましても、区のほうで管理運営をお願いしておりますので、地元区の方であったりだとか、そうでない方というのは区のほうで管理をしていただいて利用をしていただいています。

指定管理が外れて譲渡させていただいた施設につきましては、完全に区の建物になりますので、あとは区の管理でやっていただくので、今までとさほど変わらないような状況で運営をしていただくような形になるかと思います。

- 土井委員　　これまでに指定管理から譲渡というふうに移行された後に、市のほうにちょっとトラブルだったり、どうなっているのかみたいな問合せがあった例というのがありますか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　現在までは、そういったお話は市のほうには伺っておりません。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 三輪委員　　125ページのところで、第8条なんですけど、ここで国庫補助金で整備したので処分制限期間が満了するまでは、この件、ということがあるんですけど、この処分制限期間満了というのはいつのことなんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　施設を建設させていただいたときには、防衛庁や運輸省の補助を活用させて建設をしております。そちらについての処分制限期間といたしましては、60年というふうに一応規定はされております。
- 三輪委員　　そうすると、今から何年間ぐらいになるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　残存年数といたしましては、中般若会館が25年、江森会館が27年というふうになっております。
- 三輪委員　　それで、その同じページなんですけど、例えば第11条でいうと区の損失があっても補償しないとか、逆に、市はうまく運営できなかつたら損害賠償を求めるとか、かなり市が勝手な言い分を言っている条例かなみたいなふうに私には思えたんですけど、やはり譲渡された後は、修理とかは区の責任で、もし何かあったらやることになるんじゃないかと思うんですけど、区の役員というのは替わっていくと思うんですけど、こういうものについて例えば損害賠償とか言われても、誰がどうするのかというのは、そういうことで何か取決めがあるのか、どうなっているのかをちょっとお尋ねします。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　指定管理をしていただいていた間でも、修繕だとか修理の費用というのは区で負担していただいておりますので、

そちらについては譲渡させていただいた後も特段変わらなく、区のほうで負担していただくというような形になります。

あと、引き続き区のほうで管理をしていただく、こちらは譲渡させていただいた建物になりますので、あとは区で引継ぎを行っていただくような形になるのではないかなというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分　休　憩

午前10時00分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。

最初に、議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

新型コロナウイルスワクチン接種事業

学校施設改修（LED化）事業（小学校費）

学校施設改修（LED化）事業（中学校費）

第4条 地方債の補正のうち

学校施設改修事業（小学校）

学校施設改修事業（中学校）

○委員長 続いて、議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第3条 繰越明許費の補正のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業、学校施設改修（LED化）事業（小学校費）、学校施設改修（LED化）事業（中学校費）、第4条 地方債の補正のうち、学校施設改修事業（小学校）、学校施設改修事業（中学校）を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の140ページ、141ページをお願いいたします。

上段の15款4項1目2節社会福祉費交付金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金はじめ2件でございます。

はねていただきまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金の介護施設等整備事業費補助金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

154ページ中段から157ページ上段をお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は1,257万円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長 それでは、福祉課所管の補正予算につきまして、該当箇所を歳出で御説明申し上げますので、議案書の156ページ、157ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は6,449万2,000円でございます。続きまして、少し進んでいただき162ページ、163ページ中段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は1,017万9,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査

を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課所管の該当箇所につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の138ページ、139ページをお願いいたします。

中段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ3項目。

次に、142ページ、143ページ上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

158ページ、159ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目社会保障費の保険推進事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、健康づくり課の所管について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の138ページ、139ページの下段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

最下段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

はねていただきまして、140ページ、141ページの中段をお願いいたします。

15款4項2目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

はねていただきまして、142ページ、143ページの中段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金でございます。

はねていただきまして、144ページ、145ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の166ページ、167ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は1億772万8,000円の減額でございます。

内容につきましては、167ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

健康管理事業は2,023万2,000円の減額をし、特定財源となる県補助金及び雑入を合わせて歳入予算から減額をお願いするものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は8,953万9,000円の減額をお願いするもので、特定財源として国庫負担金及び国庫補助金がそれぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

なお、接種に係る経費について年度内に完了することが困難なことから、884万7,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

はねていただきまして、168ページ、169ページをお願いいたします。

169ページ、説明欄の上段をお願いいたします。

休日急病診療所維持運営事業は、250万円の増額をお願いするものでございます。

その下の地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）は45万7,000円の減額をお願いするもので、特定財源として新型コロナウイルス感

感染症対応地方創生臨時交付金を充当することから財源更正し、歳入予算に計上しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員　確認ですけれど、169ページの休日急病診療所の運営委託料が250万円増えたということは、インフルエンザとかコロナとか、そういった影響で増えてきたのか、この委託料の増額の理由を教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちら令和5年5月8日から休日急病診療所で発熱患者の受入れを継続的に行っております。令和4年度の診療日数は70日で、全体で1,410人の受診者でしたが、令和5年度は同様な診療日数のところ、2月末現在で2,256人、かなり多く増えています。

そういった中で、コロナとインフルエンザの抗原検査キットのほうですけども、令和4年度は872個購入しておりましたが、令和5年度は2,135個と多く購入しております。

それから、インフルエンザの患者は2月末現在で554人で、コロナのほうは581人で、それぞれ本来休日急病診療所ですと1日分の薬を処方することになりますけれども、コロナとかインフルエンザということが分かりましたら、5日分、発熱の解熱剤とか、そういったものを処方することになりますので、そのところが多く予算が不足しまして、250万円の増額といったような形になります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　167ページのがん検診の委託料がかなり少なくなって、受診される方が減ったということじゃないかという話だったと思うんですけど、それに対して、やはり検診をたくさん受けるのは、さっきの医療費のあれもあったんですが、早めに受けていただきたいんですが、何かこれに対して対策みたいなことはありますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　市のがん検診の受診率は、愛知県と比較すると低い状況になっていますので、受診者数の増加を目指してがん検

診の周知啓発に取り組んでいるところですが、まだ結果がきちんと結びついていない状況であります。

令和4年度に実施した健康に関する市民アンケートの中で、健康診査やがん検診などを受診しなかった方のその理由として、「特に気になる症状がないから」とか「定期的に医者にかかっているから」、「心配なときはいつでも医療機関を受診できるから」、また「時間が取れなかったから」とか「面倒だから」といった回答が多く見られましたが、回答から受診の必要性を感じていない方が多くいることが分かりましたので、今後は受診の必要性を強く感じていただけるような周知啓発方法を図ってまいりたいと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長　それでは、こども政策課所管の補正予算の該当箇所につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書の140ページ、141ページの最上段をお願いいたします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金、右側説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び出産・子育て応援交付金でございます。

次に、142ページ、143ページの中段をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、出産・子育て応援事業費補助金でございます。

次に、144ページ、145ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、右側説明欄、有料広告掲載料でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げますので、議案書の160ページ、161ページをお願いいたします。

上段、3款2項1目こども政策費、補正予算額は457万2,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管の該当箇所について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の140ページ、141ページの上段、15款4項1目1節児童福祉費交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

ページを1枚はねていただきまして、142ページ、143ページの上段やや下、16款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄、保育環境改善等事業費補助金及び保育所等給食費軽減対策支援金でございます。

歳出につきましては、少しはねていただきまして、160ページ、161ページの下段、3款2項2目保育費、補正予算額は166万8,000円の増額でございます。

内容につきましては、説明欄をお願いいたします。

保育園保育等事業は、保育環境改善等事業費補助金を充当することから財源更正をお願いするものでございます。

その下、保育園施設維持運営事業のうち保育園施設維持事業は、空調設備保守委託の契約締結に伴い、不用となる101万2,000円を減額するものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業の特定教育・保育等事業は293万4,000円の増額補正をお願いするもので、物価高騰の影響を受ける民間保育所等の支援といたしまして、令和5年10月から令和6年3月までの給食の食材料費に対する補助金を交付するもので、保育所等給食費軽減対策支援金を充当するものでございます。

162ページ、163ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策補助事業は、25万4,000円の減額補正をお願いするもので、物価高騰の影響を受ける民間保育所等の支援といたしまして、令和5年4月から9月までの給食の食材料費に対する補助金につきまして、実績報告による交付金で不用となる額を減額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び保育所等給食費軽減対策支援金を充当することから、財源更正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、備考欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　保育所等の給食費軽減対策支援金というのが民間の保育園に出ているということなのですが、江南市でいうとぽっぽ園だけか、例えばグレイスとかにも出ているのか、どこの園に出ているのか、教えてください。

○保育課指導保育士　グレイスとぽっぽ園でございます。

○三輪委員　県から出ているんですが、県から公立には出ないということで、民間だけに出ているということなんでしょうか。

○保育課指導保育士　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長　教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の140ページ、141ページをお願いいたします。

中段、15款4項4目3節小学校費交付金、その下、4節中学校費交付金でございます。

次に、144ページ、145ページをお願いいたします。

下段、22款1項5目2節小学校債、その下、3節中学校債でございます。
歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

186ページ、187ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は7,805万円の増額でございます。

次に、188ページ、189ページをお願いいたします。

中段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は2,396万2,000円の増額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　　小学校費のところで教室等の改修ですね。特別支援学級数が増加しているからという説明だったと思うんですけど、今やはりそういう障害児といいますか、特別支援学級に通う生徒の数というのはどのぐらい増えているかというのはわかりますか。

○教育課長　　令和3年度から申し上げますと、令和3年度ですと小・中学校合わせまして53学級207人です。令和4年度が同じく53学級の221人、令和5年度が54学級の247人と、例年10名以上増加しているというような状況でございます。

○藤岡委員　　今回の改修は令和6年度用の改修で、令和6年度ではさらに増える予定ということでしょうか。

○教育課長　　はい、そのとおりでございます。

古知野北小学校で申し上げますと、2クラス13人であったのが5クラス20人に増えるということで、クラス数としては3学級増えるというような状況でございます。

○委員長　　ほかに御質問はありますか。

○稲山委員　　今の関連の話なんですけれど、通常ですと学級増に伴ってくると、教室自体が空いておればいいんですけど、普通今までの経験上だと、プレ

ハブか何かでも仮に造るといったようなことになってくると思うんだけど、この古知野北小学校、宮田小学校、実際に行って確認したわけではないんだけど、どういった教室をこういうふうな改修をされたのか。今まで何も使っていない教室があったのかどうなのか、お聞きしたいんですけど。

○教育課長　　まず宮田小学校で申し上げますと、特別支援学級1学級増えるということで、今ある教室をパーティションで仕切りまして2つの教室にするというようなことになります。

それで、あと古知野北小学校につきましては、3階にある会議室を改修のほう行いまして普通教室にするということで考えております。その会議室については旧パソコン教室でございまして、床がOAフロアになっておりまして、なかなかOAフロアですと教室として使い勝手が悪いものですから、OAフロアを撤去する工事ということで今回工事費のほうも上げさせていただいたというものでございます。

ですから、なるべく経費のほうを抑えるということで、プレハブ等を使わずに今ある教室を工夫しながら改修というか、教室を増やしていくというような考えでおりますのでお願いいたします。

○稲山委員　　ちょっと記憶が定かじゃないもので、あれなんですけれど、古知野北小学校のパソコンの部屋、OAフロアにしたり、改修というのがまだ最近やったんじゃないの。ちょっと分からないんだけど、要はパソコン自体を小学校に導入してというのはまだ最近の話だったような記憶があるんだけど、その部屋を潰しちゃってまた造るとするのは、後々そういったことで弊害が起きてくるんじゃないの。

それと、宮田小学校の話もどういう使い方をしておったのか分からんけど、その部屋というのは。そこをパーティションで区切っちゃって2つの部屋にするということは、狭くなって何やかんやになってくるんだと思うんだけど、今までの使い勝手から考えて、それは問題ないのか、その辺はどうなのか、ちょっとお聞きしたいんだけど。

○教育課長　　まずパソコン教室につきましては、今GIGAスクールということで1人1台端末が導入されたことに伴いまして、小学校につきましては、パソコン教室は今もう使っていないというような状況でございます。中学

校につきましては、Windowsのパソコンということでパソコン教室のほうまであるんですが、小学校については現状使っていないというところでございます。

それと2点目の教室のお話でございますが、特別支援学級ですと、今ある1つの教室を2つにパーティションで仕切って、少人数になりますので、使うということは現状ありますし、問題ないものというふうに考えております。

○稲山委員 問題ないということであればいいんだけど、後々いろんな問題が出てくると困るもんだからちょっと聞かせていただいたということです。以上です。

○委員長 ほかに御質問は。

○野下委員 今、稲山委員がおっしゃったのと同様のことを聞いたかったんですけど、1点だけいいですか。

今質問があって、教室を細分化するわけですよ、2つとか何とかと。こういうものというのは、1つの教室に対して何人入るとか、そういう基準というのがあるような気がするんですよ。分かんないですけど。そういうものというのは決められているんですか。それにちゃんと合致するんですかね。

○教育課長 特別支援学級ですと、最大でも8人までと決まっておりますので、それで1教室であれば、2つに仕切るぐらいであれば何とか対応できるのかなというふうには思っております。

○野下委員 ということは、1つの教室に対して普通教室は30人とか、そういうことがあるんですけど、今の教室は1つの教室に対して1つの学級が多分使っていらっしゃるんですかね、支援学級。それを分けても、何らそういった形では何も引っかからないとか、そういう基準には全然8人だったら大丈夫とか、そういう基準というのはやっぱりないんですね。1つの教室に対して何名という国か何かの基準というのは、それは全然大丈夫なんですね。8人であっても何人であっても。その点だけちょっと確認したい。

○教育課長 教室につきましては、一般的には7メートル掛ける9メートルで63平方メートルが基準というふうには示されております。そこしかちょっと確認はできません。

○委員長 よろしいですか。

○教育長　　実際に学校現場では1学級1教室というのが基本ですけれども、先ほどちょっとお話しさせていただきました特別支援学級については8名で1教室使うという状況でございますが、状況によっては、知的で例えば2つの学級に5人、6人というような形もあり得るものですから、同じような障害であればパーティションで2つに、なおかつ合同で授業をすることも可能ですし、いろんなことでお願いをしていくということしかできないなあという、保護者に対しても御理解いただいた上で、本来の1教室1学級というのが原則だと思っておりますけれども、それが難しければ、そういう状況もあり得ると。これは県下でもたくさんあるというふうに思っておりますので、支障がないような形で保護者には御理解をいただいて、2学級が1教室、パーティションで仕切りますけれども、そういう状況で進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明をいたしますので、議案書の140ページ、141ページをお願いいたします。

中段、15款4項4目2節社会教育費交付金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

190ページ、191ページをお願いいたします。

下段、10款4項1目生涯学習費で、508万8,000円の財源更正をお願いするものでございます。

192ページ、193ページをお願いいたします。

上段の10款4項2目文化交流費で、108万円の財源更正と79万2,000円の減

額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　それでは、スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の142ページ、143ページをお願いいたします。

16款2項8目3節保健体育費補助金で、元気な愛知の市町村づくり補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の192ページ、193ページをお願いします。

中段の10款5項1目スポーツ推進費で、385万8,000円の財源更正をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて学校給食課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長　それでは、学校給食課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の194ページ、195ページをお願いいたします。

194ページ最上段、10款5項2目学校給食費でございます。所管課は学校給食課で、139万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時35分　休　憩

午前10時35分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第18号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩いたします。

午前10時35分　休　憩

午前10時53分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号　令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 委員長　続いて、議案第19号　令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保険年金課長　それでは、議案第19号につきまして御説明をいたします。

議案書の197ページをお願いいたします。

令和6年議案第19号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

198ページから201ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

202ページ、203ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

最上段の1款1項1目は一般被保険者国民健康保険税、その下、3款1項1目は保険給付費等交付金、その下、5款1項1目は一般会計繰入金でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

204ページ、205ページをお願いいたします。

上段の2款1項1目とその下、2款2項1目、はねていただきまして2款3項1目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、保険基盤安定繰入金など特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正でございます。

その下の8款1項1目一般管理費で、補正予算額は762万3,000円の減額でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前10時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

障害者福祉システム改修事業

生活保護システム改修事業

第3条 地方債のうち

学習等供用施設改修事業

保育園施設改修事業

災害援護資金貸付事業

学校施設改修事業（小学校）

学校施設改修事業（中学校）

市民文化会館改修事業

旧図書館解体事業

○委員長 続いて、議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費のうち、障害者福祉システム改修事業、生活保護システム改修事業、第3条 地方債のうち、学習等供用施設改修事業、保育園施設改修事業、災害援護資金貸付事業、学校施設改修事業（小学校）、学校施設改修事業（中学校）、市民文化会館改修事業、旧図書館解体事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思います

ので、よろしくお願ひいたします。

なお、令和6年度当初予算、地域ふくし課等が福祉課と高齢者生きがい課で結構混在しておりますので、ちょっと分かりにくい部分がございますが、こども未来部もそういったところがございますので、注意していただいて質疑していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査を行います。

それでは、当局から補足説明をお願ひいたします。

○高齢者生きがい課長 初めに、令和6年4月からの組織再編に伴い、高齢者生きがい課の業務が介護保険課及び地域ふくし課へ分かれることになり、地域福祉費には、現在の高齢者生きがい課が所管する業務と福祉課が所管する業務が混在しております。それぞれ現在の事務を所管する担当課より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

高齢者生きがい課所管の当初予算につきまして御説明申し上げますので、一般会計予算書の26ページ、27ページをお願ひいたします。

初めに、歳入でございます。

中段の13款1項1目1節社会福祉費負担金で、老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、28ページ、29ページをお願ひいたします。

中段の14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、地域ふくし課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）から高齢者生きがい活動センター目的外使用料（電柱）までの2件でございます。

次に、34ページ、35ページをお願ひいたします。

最下段の14款2項2目1節社会福祉手数料の事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願ひいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、介護保険課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願ひいたします。

上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、介護保険課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の老人クラブ助成費補助金、4行下の介護保険課、社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金はじめ2件でございます。

少し進んでいただき、66ページから69ページをお願いいたします。

最下段の21款5項2目11節雑入のうち、地域ふくし課所管の電気使用料実費徴収金から69ページの緊急通報システム実費徴収金まで4件でございます。歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

大きく進んでいただきまして、168ページ、169ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目地域福祉費でございます。

170ページ、171ページ中段の介護保険財務事務事業でございます。

次に、172ページ、173ページをお願いいたします。

中段の日常生活支援事業のうち、福祉電話設置事業から高齢者住環境改善助成事業でございます。

次に、174ページ、175ページ、要支援高齢者等援助事業から178ページ、179ページ上段の（仮称）多世代交流プラザ整備等事業まででございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○津田委員　169ページの地域福祉活動推進事業についてですが、地域福祉推進シンポジウムとありますが、これはたしか隔年開催のような予算取りだと思ふんですけれども、なぜ隔年なんでしたっけ。

○高齢者生きがい課長　恐れ入りますが、こちらの事業につきましては福祉課の事業になりますので、後ほど御質問をお願いいたします。

○三輪委員　175ページの補聴器の補助について伺います。

これは非課税で手帳なしの方ということなんですけれども、申請に必要な書類はどのようなものがあるか、教えてください。

○高齢者生きがい課長　現在まだ補助要綱を策定していませんので、提出書類についての規定は、現在はまだないです。ございません。

○三輪委員　とてもいい制度だと思うんですけども、ちょっとまだ使える方は少なく残念なんですけど、なるべく早く周知していただいて、皆さんが使えるようにしていただければというふうに思います。

あと2点いいですか。

その下の公共浴場の利用補助の484万7,000円というのがあって、これはすいとぴあ江南を、2つの浴場がなくなった代わりに1年間ということだったと思うんですけど、この金額でもし足りなくなった場合は、補正で増やせるのか、1年間は継続ということか、この金額で打切りなのか伺います。

○高齢者生きがい課長　補正予算対応になるかというふうに考えております。1年間はこの事業を継続していきたいと思っております。

○三輪委員　いいですか。もう一つ。

その下の福祉タクシーのところ、これは両方に入るのでいいですね。

いこまいCARと、その両方に登録できるというようなことを聞いたんですけど、一遍には使えないけれど、両方登録しておいて、いこまいCARが便利なきはいこまいCAR、福祉チケットが便利なきは福祉チケットというふうに来年度からなるということでしょうか。

○高齢者生きがい課長　いこまいCARとの併用登録については、現在決定はしてありません。

○三輪委員　その方向で検討しているかどうか、今はちょっと返事ができないということですか。

○高齢者生きがい課長　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　予算書の175ページの難聴高齢者の、これはいいですよ。

予算書の説明のところの資料の19ページで、事業内容のところでも市民税が非課税世帯に属する加齢性の難聴高齢者に対してとあるんですけど、市民税が非課税世帯に属すると書いてあるので、これは本人が非課税なんだけれども、その方というのは対象にならないのか。

○高齢者生きがい課長　その世帯に課税の方がお見えになる場合は、対象外になるものというふうに考えております。

○野下委員　駄目なんだ。本人が非課税であっても、その世帯のところには課

税の方があればならないんですか。してもらえればありがたいんですけど。

○高齢者生きがい課長 既に実施している自治体の条件なども確認した上で、スタートとしては非課税ということでやっていきたいと思っております。

○野下委員 今のスタートとしてはという話ですから、今後その可能性は残すということで考えておいてよろしいんですか。

○高齢者生きがい課長 どれぐらいの申請が出てくるのかといったことですか、課税世帯の方からもぜひにといった御要望がもしあるのであれば、予算の積算の範囲になりますけれども、可能であればそうすることもできると思っています。

○野下委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに御質問はありませんか。

○稲山委員 今の関連なんですけれど、加齢性難聴高齢者という位置づけというのはどういう方になるのか。要は、耳鼻科のお医者さんにそういう診断をされた方なのか、ただ一般的に聞こえづらいからという方が買われるときでいいのか、その辺の、ちょっとあまり聞いたことのないあれなんですけれど、これはどういう判断でよろしいんですか。

○高齢者生きがい課長 年齢としては65歳以上の方というふうに規定をして、身体障害者手帳の対象とならない聴力レベルであるというようなこと、それから当然御自身の申出だけではなくて、医師から補聴器の装用が必要であるというふうに認められること、そうしたことは条件になるかと考えております。

○稲山委員 ということは、医師からの診断書か何かが要るということですか。

○高齢者生きがい課長 先ほど三輪委員の御質問に対してもお答えしたとおり、まだ要綱を制定していませんので、書類のことについての規定というのは現在はないんですけれども、そのように考えております。

○稲山委員 医師の診断書というよりは、要望ですけれど、そういった補聴器を売っている眼鏡屋とか、そういうところが兼務しておると思いますけど、そこでそういった何か器械というか、ちょっと分からんけれど、名前が。そういったもので判断できるような、そのぐらいの書類で通していただけるよ

うなふうにしていただけるとありがたいかなあと思うんですけど。要は耳が聞こえないでそういったところに相談に行かれた方が、そこで測定をしていただいて、これはもう補聴器をつけたほうがいいですよといった内容のものがもし出るようでしたら、それで書類のほうの受付をしていただいたほうが、わざわざ医者まで行って診断書をもらってきてまで、この3万円、診断書を取るのに何千円とかかってまで、そこまで要綱を決めておく必要があるのかなと思うんですけど、その点、臨機応変にやっていただくとありがたいんですけど。

- 高齢者生きがい課長 制度を開始する前に、補聴器の購入ができる市内の事業者には御説明に上がろうかなというふうには思っているんですけども、御意見として承ります。
- 稲山委員 意見として受け止めていただければそれでいいんですけど、これ来年度予算なもんだから、これいつからだったっけ。あれに書いてあったかね。これはいつからやるんですか。
- 高齢者生きがい課長 令和6年10月からを予定しております。
- 稲山委員 はい、分かりました。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 土井委員 公共浴場の件でお伺いしたいんですけど、60歳以上の方に1年間という助成が内容で、目的が公共浴場利用者の負担軽減なんですけれど、その目的の目的を知りたいというか、どうして市が公共浴場の利用者の方に負担軽減をしなければならないかというところが、例えば御自宅に浴室がない方とか、御自宅で安全に入浴することができない方への支援が目的であるならば、別の助成とか補助が必要なんじゃないかなと思うんですけども、この60歳以上の方に1年の助成で達成される目的というのは何なのか、教えていただきたいです。
- 高齢者生きがい課長 こちらの事業につきましては、老人福祉センターと布袋ふれあい会館の浴場利用が3月31日をもって終了するというので、その代替案として提案させていただいているものでございます。
- 委員長 以上でいいですか。
- 土井委員 昔から老人福祉センターと布袋ふれあい会館では提供されてい

たみたいなので、改めて確認したいんですけど、どうしてそもそもそちらではかなり安価で浴場が提供されていたのかなという、その目的が、ちょっと再確認したいので伺いましたんですけども。

- 健康福祉部長　なぜそもそも老人福祉センターと布袋ふれあい会館で安価な浴場を提供していたかという御質問でございますが、まずは老人福祉制度の一環として、入浴を安く、大きなお風呂でゆっくりと入っていただくという制度が根幹にあったかというふうに思います。そもそもまずは老人福祉センターに浴場提供の施設がまずは造られました。

その後、布袋ふれあい会館を造るときに、布袋地区にもそういった施設が欲しいというところで、布袋ふれあい会館のほうにも浴場施設を造るようになったというふうに考えておりますので、まずはそもそもは老人、高齢者福祉のサービスの一つであったというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

- 土井委員　その目的は、この1年間で達成される、解消される見込みになるというか、そもそも老人福祉センターに、老人福祉のサービスとして大きな浴場で憩いの場を持ってもらおうという目的は多分消えないと思うんですけど、これが1年間でいいというのと、じゃあほかに何かこういうところで1年後からは老人福祉のサービスを提供していきますとか、何かそういった今後の方向性みたいなものがあるのでしょうか。

- 高齢者生きがい課長　1年間と限定している理由なんですけれども、この1年間の間にほかの楽しみを見つけていただきたいというような意味もございまして、来年度実施した結果として多くの方に利用していただけるということであれば、改めて高齢者福祉政策として、この事業が必要かどうかということを考え直す必要があるかなというふうに思います。

- 土井委員　ぜひそういった趣旨を市民の方に周知していただけるようお願いいたします。

- 委員長　御要望でいいですか。

ほかに。

- 藤岡委員　今の関連で私もちょっと。

すいとぴあ江南のお風呂ですけれども、60歳以上の市民と書いてあります

ので、市民か市民の方じゃないかという確認は、やっぱりすいとぴあ江南のところでも行うということですね。

○高齢者生きがい課長 初回の利用時に氏名、生年月日、住所等が記載されました本人確認書類の確認をすいとぴあ江南のほうで行いまして、利用カードというのを発行してもらいます。

○藤岡委員 300円の補助ですけれども、毎回300円を引いた金額を購入していくという形になるのか、それはどういう形でしょうか。

○高齢者生きがい課長 その利用カードというものを2回目以降に提示していただくことで、料金130円で入浴できるというものでございます。

○委員長 ほかに御質問ありませんか。

○藤岡委員 最後もう一つ。一応資料では、300円掛ける45人掛ける359日ということで予算が立てられているんですけども、この45人という数字が、根拠、このぐらいだろうというのは、その説明を。

○高齢者生きがい課長 こちらの積算をいたしましたときに、直近の実績から、老人福祉センターの浴場を利用している方が1日17.9人、布袋ふれあい会館のほうで24人という状況で、本来もともとすいとぴあ江南の浴場を利用されていた方もお見えになるだろうということで、45人という人数を設定いたしました。

○委員長 ほかに御質問ありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 長尾議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員 ありがとうございます。

今この公衆浴場の話で、法律を遡って見ていくと、昭和56年にこの公衆浴場設置に関連する法律があって、その後、平成6年に公衆浴場の設備に関する基準についてというのが、法律ができていますよ。それが、このすい

とびあ江南の中で高齢者福祉に関する入浴施設として適切かどうか、どうやってチェックされましたか。

○高齢者生きがい課長　　そういった確認は行っておりません。

○長尾議員　　じゃあ、その施設を使って大丈夫ですか。

○委員長　　暫時休憩いたします。

午前11時18分　　休　憩

午前11時21分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

長尾議員の質問に対しての答弁をお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　　今回の利用料補助事業につきましては、サービスの一環として利用していただくもので、御利用については問題ないものと考えております。

○委員長　　よろしかったですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長　　それでは、福祉課所管分につきまして、組織再編後の課名によりまして該当箇所の説明をさせていただきます。

一般会計予算書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、ふくし支援課所管の心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）、以下2項目でございます。

その下の2節児童福祉使用料のうち、こども未来課所管のわかくさ園目的外使用料（駐車場）でございます。

少し進んでいただきまして、36ページ、37ページの下段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の生活困窮者住居確保給付費負担金、以下2項目。

はねていただきまして、39ページ上段、ふくし支援課所管の特別障害者手当等給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの4項目でございます。

次に、同ページ下段、3節生活保護費負担金で、ふくし支援課所管の生活保護医療扶助費負担金から被保護者健康管理支援事業費負担金までの8項目でございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金で、地域ふくし課所管の地域生活支援事業費補助金、以下2項目、ふくし支援課所管の地域生活支援事業費補助金でございます。

その下の2節児童福祉費補助金のうち、子育て支援課所管の地域障害児支援体制強化事業費補助金でございます。

続きまして、その下の3節生活保護費補助金で、ふくし支援課所管の生活保護費補助金でございます。

少し進んでいただきまして、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、ふくし支援課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

その下の2節生活保護費委託金で、ふくし支援課所管の支援相談員配置経費委託金でございます。

次に、少しはねていただきまして、48ページ、49ページの最上段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の民生委員活動費等負担金と、ふくし支援課所管の障害者自立支援給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの3項目でございます。

次に、同ページの下段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金で、ふくし支援課所管の生活保護費負担金、以下2項目でございます。

続きまして、その下の4節災害救助費負担金で、地域ふくし課所管の災害弔慰金負担金、以下2項目でございます。

次に、はねていただきまして、50ページ、51ページ中段をお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の地域生活支援事業費補助金から戦没者援護事務費補助金までの3項目、ふくし支援課所管の特別障害者手当等支給費補助金から軽度・中等度難聴児補聴器給付費補助金までの5項目でございます。

次に、はねていただきまして、53ページ上段をお願いいたします。

2節児童福祉費補助金のうち、子育て支援課所管の地域障害児支援体制強化事業費補助金でございます。

続きまして、その下の3節災害救助費補助金で、地域ふくし課所管の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、56ページ、57ページの最下段をお願いいたします。

16款3項2目2節生活保護費委託金で、ふくし支援課所管のホームレス実態調査交付金でございます。

少し進んでいただきまして、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、ふくし支援課所管のデジタル基盤改革支援補助金、以下2項目。

はねていただきまして、71ページ中段、こども未来課所管の障害児通所給付事業利用料及び障害児通所給付費でございます。

次に、72ページ、73ページの最上段をお願いいたします。

22款1項2目3節災害救助債で、地域ふくし課所管の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、168ページ、169ページの中段をお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、地域ふくし課所管の人件費等から171ページの基幹相談事業まで、同ページの権利擁護事業から173ページ上段の社会福祉法人等支援事業までと、その下、日常生活支援事業のうち、最下段の原爆

被爆者検診費助成事業でございます。

次に、はねていただきまして、175ページの最下段の福祉タクシー料金助成事業の障害者分と、少し進んでいただきまして、179ページ上段の生活困窮者住居確保給付金給付事業から181ページ中段の民生委員推薦会事業まででございます。

次に、はねていただきまして、182ページ、183ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費で、ふくし支援課所管の人件費等から、191ページ中段の障害福祉サービス等施設整備費補助事業まででございます。

次に、少し進んでいただきまして、204ページ、205ページの最上段をお願いいたします。

3款2項1目子ども保育費で、子ども未来課所管の207ページ中段の子育て支援施設維持事業のうち、はねていただきまして209ページ中段のわかき園維持事業と、進んでいただきまして219ページ、中段のわかき園運営事業でございます。

次に、少し進んでいただきまして、224ページ、225ページの中段をお願いいたします。

3款2項2目子育て支援費で、子育て支援課所管の少し進んでいただきまして、233ページ下段の児童発達支援センター業務委託事業でございます。

次に、少し進んでいただきまして、240ページ、241ページの最上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、ふくし支援課所管の生活保護事業から、243ページ最下段の行旅死亡（病）人取扱事業まででございます。

次に、はねていただきまして、244ページ、245ページの最上段をお願いいたします。

3款4項1目被災者支援費で、地域ふくし課所管の災害援護事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 2点ほどいいですか。

171ページのところの基幹相談事業というのがありますね。予算の中ではずうっと書いてあるんですけど、今日の補正予算の中で基幹相談事業には消費税というのが入ってきていましたよね。今回予算には入っていないんですね。これというのは難しいんですか。これ、233ページの児童発達支援センターの業務の委託も、消費税分というのが補正では入ってきたと思うんですけど、この2つは、今回は消費税というのとは特別明記されていないんですけど、こういう相談業務というのとは今年度だけが消費税かかるのか、入っていないということはかからないのか、その辺はどうなんですかね。

○福祉課長 今回補正でお願いいたしました消費税、負担金で費目を上げさせていただいているんですが、その部分につきましては過年度分、過去の部分の消費税を負担金として上げさせていただきまして、現年度分に関しましては委託料に上乗せをするような形で、今回の当初予算につきましても、委託料の中にその消費税相当分というのを加えた中で予算を計上しておりますので、含まれているというところでございます。

○野下委員 含まれているという認識で、はい、分かりました。

もう1点、いいですかね。

189ページの扶助費の上のほうですけど、重度障害者（児）日常生活用具給付費という項目がありますね。これ担当でよかったですかね。

これはどういう内容なのか、ちょっと一般質問で一回取り上げたんですが、それと関連している項目なのかどうか、ちょっと教えてください。

○福祉課長 日常生活用具給付費、以前、委員のほうからストーマの装具のことにつきまして御質問いただいたところでございますが、今回この日常生活用具給付費の中にストーマの部分というのを加算して、上乗せという形で予算の計上をしております。

その中で、まず何%の加算というところでございますが、現状3%を上乗せするような形で加算をしております。積算の根拠といたしましては、国の指針において、消費税が課されない物品に係る車椅子などの支給については、業者が仕入れる際には消費税相当額が考慮されて、要するに買い付けるには消費税を払っているというところから、その辺を考慮しまして基準価格の10

分の6に相当する額をもってというような指針が示されておりますので、今回はその100分の106という相当の中で3%上乗せをしたものでございます。

平成26年の4月から3%を加算しておりましたので、令和6年の4月1日から、改めてその3%に3%を上乗せて6%にするという形で予算を計上しております。

具体的に、例えば例を挙げさせていただきますと、ストーマの消化器系ですと二月で1万7,716円の金額だったものが、4月1日からは1万8,232円に上がるような状況でございます。

○野下委員 4月1日からでよろしいですか。

この上がる金額は、これは1つの場合の話ですね。2つあった場合は。

○福祉課長 消化器系の2穴の場合ですね。2穴の場合を回答申し上げますと、消化器系2穴で現状3万5,432円、二月分です。これが4月1日からは3万6,464円に、尿路系の2双孔の場合ですと4万5,200円が4万7,912円にというふうで金額を増額する予定でございます。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

○津田委員 改めまして169ページの地域福祉活動推進事業についてですが、これ、シンポジウムが隔年開催となっておりますと思いますが、今回地域福祉ということで、重層の取組なども含めると、こういうのはもっと活発化するのかなと思ったんですが、隔年の意味を教えてください。

○福祉課長 地域福祉推進シンポジウムにつきましては、委員がおっしゃられるとおり、地域福祉の推進に関する部分でございます。その開催に当たっては、毎年度開催をしております。費用の負担について、地域福祉計画・地域福祉活動計画を江南市と社会福祉協議会で策定しまして地域福祉の推進を図っていくというところで、費用負担というのは市と社会福祉協議会で隔年度で支出するという決め事がございますので、今年度は社会福祉協議会が、来年度は市がという形で順に隔年度で予算を執行していく予定でございます。

○津田委員 ありがとうございます。

あと参考に教えていただきたいんですが、包括的という話の中で、重層という話の中で、アウトリーチによる活動という話があったと思うんですけど、それに関わるような項目というのはどこら辺にあるんでしょうか。活動とし

てですね。

- 福祉課長 お尋ねの包括的相談支援事業、断らない相談事業ですが、事務事業として当たってくるのが、地域ふくし課で障害者相談支援事業、あとは生活困窮者自立相談支援事業、あとは、こちらは少し高齢者の所管にもなるんですが、地域包括支援センター運営事業、あとは子供関係、利用者支援事業などが包括相談の支援に関わってくるような事務事業となります。

あとはアウトリーチへの継続支援に関しましては、ここは社会福祉協議会、先ほどの地域包括支援センター運営事業の中の地域包括支援センターと連携してやっていくというところになってくるかというふうに考えております。

- 委員長 ほかに御質問は。

- 藤岡委員 先ほど学校のほうで特別支援学級のほうが増えているというお話があって、やはり全体的に障害者・障害児の数は増えているという認識を持って大丈夫ですかね。もし、数字とかも何か根拠があれば示していただければと思うんですけど。

- 福祉課長 まず障害者数、ごめんなさい、障害児とのすみ分けができなくて、障害者数という形で申し上げますと、令和5年4月1日現在で手帳の所持者数は、身体障害者が3,414人、知的障害者が750人、精神障害者が1,138人で、延べ5,302人というところで、過去3年と比較しますと、令和2年度が5,138人、令和3年度が5,237人、令和4年度が5,278人というところで、内訳として身体障害者は少し減っているんですけど、知的障害者、精神障害者は全体的に増加しているというのがまず傾向でございます。

その中で、児に係るサービスとなると、軒並み上昇しているのが放課後等デイサービスの利用というのが現状は増えていっているというところが見られます。

- 委員長 ほかに御質問はありませんか。

- 三輪委員 171ページの先ほど出た基幹相談事業のことでちょっと伺いたいんですが、この中で昨年臨床心理士の謝礼というのが入っていたんですけども、今年はそれが抜けていたのがどうしてかなということと、多分社会福祉協議会のほうに相談支援事業の中心があると思うんですけども、社会福祉協議会の中でそういう専門職の方とかが何人かいらっしやれば、どうい

う方がいらっしゃるか、教えてください。

○福祉課長　　まず臨床心理士の謝礼、報償費なのですが、今年度までは基幹相談事業の中で障害者と障害児の相談というところを一括的にやってきたんですが、今回再編によりまして、子育て支援課の予算費目、児童発達支援センター業務委託事業の中の7節の中に特定財源、こども家庭庁からの財源の交付の関係もありましたので、そちらに移管しているというのが現状でございます。

○三輪委員　　社会福祉協議会の中でそういう委託していると思うんですけど、専門職でどんな方がいらっしゃるかというのをお聞きしたいんですけど。

○福祉課長　　専門職としては、社会福祉士が2名というところで、社会福祉協議会の基幹相談の中で配置していく予定でございます。

○委員長　　ほかに質問はございませんか。

○土井委員　　成年後見制度は福祉課でいいですか。

令和3年度の決算のほうで、結構達成の度合いが低かったと思うんですけど、何か事業の見直しとか図られている点があったら教えていただきたいです。

○福祉課長　　具体的な見直しと言われるとまたあれなんですけど、今回の定例会の中でいろいろと重層的な支援体制というところがお答えをしてくれておりますので、成年後見もその一つの中に入ると、含まれると。判断能力がない方に対する後見制度の利用になってくるものですから、そこに至る前に何とかするかというところは、先ほどのアウトリーチ、掘り起こしというところにつながってくるところとも考えておりますので、基本は重層的支援体制の中でどういうふうに展開していくかというところが、一つの今後の方向性じゃないかなというふうには考えております。

○委員長　　ほかに御質問ありませんか。

○三輪委員　　もう一点だけ。191ページの障害者給食サービスというのがあって、独り暮らしの障害者等と書いてあるんですが、この22万5,000円というのは、何人の方にどういう頻度で給食を提供するという予算立てになっているのか、教えてください。

○福祉課長　　過去の実績から予算を積算しておりまして、令和4年度が実績

として食数が467食、利用延べ人数が22人、実人数が3人というところでご
ざいましたので、この実績に基づいて予算を計上しているところでございま
す。

申し訳ございません。先ほどの基幹相談事業の専門職、社会福祉士の数で
ございますが、「2人」と答弁させていただきましたが、「4人」の間違い
でございます。修正をお願いいたします。申し訳ございません。

○委員長　ほかに御質問ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　長尾議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申
出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可するこ
とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。

○長尾議員　すみません、再びありがとうございます。

こちらの課で、予算書219ページのわかくさ園って対象となっていること
でよろしかったでしょうか。

では、予算的には昨年から見てもほとんど差はないんですが、このわかく
さ園自体、再配置計画上、2021年までに事業譲渡の検討という形になってい
て、2027年までにはこの扱いですね。アクションプランでは対策するとなっ
ているんですけど、今後の見通しというのはどういうふうに進んでいるのか、
今の現状の状況と併せてお教えいただけますでしょうか。

○福祉課長　わかくさ園の今後でございますが、施設の老朽化に伴いまして
移転というところが計画にも記されてございます。

移転先については、現状まだ決まっていないところが現状でございます。
今後、保育園の再配置の関係もございしますので、空いた土地とかの利用にな
るかというところは考えられますが、現状はっきりしたところは決まってい
ないところが現状でございます。

○長尾議員　移転ということは、今後も継続して市が運営し続けるという認
識ですか。アクションプランは譲渡と書いてあるんですけど、いかがですか。

○福祉課長　現状、市の公で継続するか民間にお願いしていくかというところ

ろも含めまして、まだ未定でございます。

○委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようであります。

審査の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午後1時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康づくり課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和6年度江南市一般会計予算のうち、健康づくり課の所管を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の28、29ページ最上段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設使用料、以下4項目でございます。

次に、36、37ページ上段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入、以下3項目でございます。

次に、40、41ページ最上段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、42、43ページ最上段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金、以下3項目でございます。

次に、46、47ページ上段をお願いいたします。

15款4項3目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金、以下2項目でございます。

次に、50、51ページをお願いいたします。

上段の16款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の

未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、54、55ページをお願いいたします。

上段の16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金からがん患者アピアランスケア支援事業費補助金までの7項目でございます。

次に、少し飛びまして、60、61ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目1節土地建物貸付収入の説明欄、健康づくり課所管の土地貸付収入でございます。その下の2節使用料及び賃貸料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛びまして、66、67ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、70、71ページをお願いいたします。

中下段の21款5項2目11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費、以下7項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

120、121ページをお願いいたします。

中段の2款1項7目布袋駅東複合公共施設費でございます。

121ページ、説明欄の布袋駅東複合公共施設維持運営事業の10節需用費から18節負担金、補助及び交付金でございます。

少し飛びまして、246、247ページをお願いいたします。

中段の4款1項1目健康づくり費でございます。

247ページ説明欄の人件費等から、265ページ中段の骨髄提供者等支援事業までの16事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の該当箇所につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ3件でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

中段15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ4件でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、51ページ下段から53ページにかけてございます保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金をはじめ6件でございます。その下、2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金はじめ4件でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

下段、21款4項1目1節社会福祉費受託事業収入でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

中段やや上、21款5項2目4節医療費付加給付徴収金でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、上段にございます保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費と日本スポーツ振興センター災害給付金でございます。

次に、歳出でございます。

190ページ、191ページをお願いいたします。

中段の3款1項4目社会保障費で、191ページ説明欄の人件費等から、199ページ下段の国民年金事業まで13事業でございます。

少しはねていただきまして、236ページ、237ページをお願いいたします。

中段やや上、3款2項3目医療助成費で、237ページ説明欄の福祉医療費助成事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて教育部教育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課の所管につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

中段、14款1項7目1節小学校使用料、その下、2節中学校使用料でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

下段、15款2項6目1節小学校費補助金、その下、2節中学校費補助金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

最上段、16款2項6目1節教育総務費補助金のうち、教育課分で放課後子ども教室推進事業費補助金ほか3項目でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段、16款3項6目1節教育総務費委託金でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、はねていただきまして、63ページ上段にあります教育課分で江南市横田教育文化事業基金利子ほか1

項目でございます。

次に、同じページの下段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、教育課分で江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか3項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、上段、教育課分で小学生平和教育研修派遣事業費負担金ほか1項目でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛びますが、382ページ、383ページをお願いいたします。

下段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、392ページ、393ページをお願いいたします。

中段、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、404ページ、405ページをお願いいたします。

最上段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、416ページ、417ページをお願いいたします。

最上段、10款3項1目中学校費でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○津田委員　395ページの校内教育支援センター事業でございますが、年末に教えていただいた第6次総合計画の実施計画の中の金額とちょっとやや異なっておりましたので、これの中身、変更点等を教えていただけるとありがたいです。

○教育課長　実施計画からこの当初予算で3万8,000円減額のほうをしております。こちらにつきましては、労働保険料について人事当局で精査した結果、減額となったというようなものでございます。

○津田委員　ありがとうございます。

今後お願いなんですけど、変化点等あると何か変化点の分かりやすいものが、だから実施計画以降の予算の中で変化点分かるものがあるとありがたいなあと思いました。以上です。

○委員長 要望としてお聞きしておけばいいですか。

○津田委員 はい。

○委員長 ほかに御質問ありませんか。

○三輪委員 385ページの特別支援学級等支援職員配置事業のことでお聞きします。あと、委員協議会に出ていた気もするんですが、支援学級の支援員を増員していただいているようですが、今年度何人で来年度何人の予定かということと、それからちょっと現場の様子を聞きますと、時給が安いのでよそに行っちゃう人がいるとか。私も支援学級の担当をしたことがあるので本当に大変ですよ、暴れたりとか物を投げたりとか、何か生傷が絶えないのにこんな安い給料ではとかいう話もあつたりするんですが、何とか人数だけじゃなくて待遇改善をしていただいて、やっぱりしっかり慣れた方が対応するとか、その子のことをよく分かった方が対応していただくというのが大事なので、その点もちょっとお願いをしたいんですが、まず何人いらっしゃるのか、お聞きします。

○教育課長 令和5年度が34人で、来年度は2名増員いたしまして36名を予定しております。

あと、それで待遇面でございますが、時給のほうが令和5年10月から1,030円となっております、来年度、通常ですと1,080円になる予定のところを、人もなかなか集まらないというようなことで人事当局と財政当局と協議いたしまして、来年度1,100円ということで、一応20円値上げするということが調整を図ってまいりました。

○三輪委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに御質問はありませんか。

○三輪委員 すみません、ちょっと同じようなところなんですが、395ページの校内教育支援センター事業ということで、不登校の方に小学校、今2校のところを1校増やしていただくということで、今まではY o u・輝の先生が来ていただいたのを今度は直接雇用とか会計年度任用職員ということなんですけれども、3校で何人の方が当たっていただいて、ちょっと時間を増やしてほしいという学校からの要望もあるんですが、1日何時間ずつ働いていただけるのか教えてください。

○教育課長 校内教育支援センターにつきましては、会計年度任用職員各学校1人というようなことで合計3名ということになります。

あと時間でございますが、8時半から16時のうち5時間を勤務していただくということで考えております。

○委員長 ほかに御質問はありませんか。

○三輪委員 すみません、あと同じようなところですが、心の教室相談員もちょっと拡大するという話を聞いたんですが、人数を増やすのか時間数を増やすのか、ちょっとどういう形で拡大していただけるのか、お尋ねします。

○教育課長 心の教室相談員につきましては、学校から要望がございまして時間数を増やすということで考えております。時間数を増やす学校につきましては小学校の大規模校ということで、古知野東小学校、古知野南小学校、布袋小学校の勤務時間を増やすということで考えております。600時間を640時間と、年間増やすということで考えております。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○三輪委員 407ページの民間プール活用事業なんですけれども、今年度が学年を増やしたと思うんですけど、来年度はこれが増えるのかどうかと、民間で利用できるところが限られてあまり全部に増やすことはできないんですけども、今後、その他の学校のプールは改修などをする予定があるのか、お聞きします。

○教育課長 まず民間委託の状況でございますが、令和5年度については、今年度ですね、藤里小学校、門弟山小学校、西部中学校の全学年で実施しております。来年度につきましても同様に全学年で実施していきたいというふうに考えております。

それで、ほかの学校ということでございますが、現時点では委託先のティップネスのほうで3校でもうちょっといっぱい状態でございますので、現時点でこれ以上広げていくというような考えは持ち合わせておりません。

○三輪委員 とすると、ほかのところは、やっぱりちょっと老朽化とかいろいろ修理とかがあるんですけども、今後、そのティップネス以外のところを探すとか、そういうのは見込みがなく、修理することとなれば修理していくと、学校のプールを使っていくという方針でしょうか。

○教育課長　　少し前、過去になるんですが、ほかのスイミングスクールにも当たったんですが、なかなかちょっと難しいというような答えをいただいております。

　　したがいまして、そのほかの学校については、当然改修のほうは必要になってくるというふうには思っております。

○委員長　　ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査を行います。

　　当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課分の該当箇所について説明させていただきます。

　　初めに、歳入についてでございます。

　　予算書の34、35ページ上段をお願いいたします。

　　14款1項7目4節保健体育使用料のうち、学校給食課分で学校給食センター一目的外使用料（電柱）ほか1件でございます。

　　はねていただきまして、66、67ページ中段をお願いいたします。

　　21款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

　　はねていただきまして、70、71ページ上段をお願いいたします。

　　21款5項2目11節雑入のうち、学校給食課分で廃食用油売払収入ほか1件でございます。

　　次に、歳出について御説明いたします。

　　大きくはねていただきまして、456、457ページをお願いいたします。

　　中段から10款5項2目学校給食費でございます。

　　説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

　　よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて生涯学習課について審査

を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課の所管につきまして該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。

上段、14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、生涯学習課分、学習等供用施設使用料はじめ4項目でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

最下段、14款1項7目3節社会教育使用料で、公民館使用料から35ページ説明欄最上段の市民文化会館目的外使用料（駐車場）まで7項目でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

下段、15款4項5目2節社会教育費交付金で、外国人受入環境整備交付金でございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

上段16款2項6目2節社会教育費補助金で、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ2項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ2項目でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

最上段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、生涯学習課分、江南市図書館整備事業基金利子でございます。

同じく、62ページ、63ページ最下段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、生涯学習課分、江南市図書館整備事業基金繰入金はじめ2項目でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

下段、21款5項2目10節電話料収入のうち、生涯学習課分、電話使用料（学習等供用施設）でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段、生涯学習課分、コピー等実費徴収金ははじめ4項目でございます。

同じく、70ページ、71ページをお願いいたします。

下段、22款1項2目1節社会福祉債で、学習等供用施設改修事業債でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段、22款1項7目3節社会教育債で、市民文化会館改修事業債はじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、200ページ、201ページをお願いいたします。

上段の3款1項5目学習等供用施設費でございます。202ページ、203ページの上段にかけて掲げております。

次に大きく進んでいただきまして、426ページ、427ページをお願いいたします。

下段の10款4項1目生涯学習費でございます。438ページ、439ページの上段にかけて掲げております。

同じく、438ページ、439ページをお願いいたします。

下段の10款4項2目文化交流費でございます。444ページ、445ページにかけて掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　441ページは該当でよかったですか、市民文化会館、違いましたか。オーケーですか。

この指定管理料というのがあるんですけど、来年度から新しい指定管理者になると思うんですね。それで、この指定管理料の中に、この市民文化会館の食堂と言ったら申し訳ない、何と呼んだらいいかわかりませんが、それも入っていますか、まず。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　カフェにつきましては指定管理者のほうで行っていただきますので、この指定管理料の中で運営していただくという形になります。
- 野下委員　なかなかここの喫茶店というか、利用者が少ないとかいろいろとあって、今回のその指定管理者というのは、そこはどういうふうに運営していくのかとか決まっていますでしょうか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　現在は、運ぶ店員といえますか、そういった方はいませんので、御自分で取りにいていただいて片づけしていただくというような形のカフェになっておりますが、4月から行っていただく指定管理者につきましては、今のところ運んでいただいて、片づけも下げていただくのも店員にやっていただけるような形のカフェになるというふうに聞いています。
- 野下委員　なかなか利用者が増えないとなると非常に閑散としているわけですから、何かそういうことでお客さんに来てもらうような、行事があるときはいいかも分かりませんが、そのほかのときは暇なことは暇なんで、何か集客をするようなそういう取組とか、そういう工夫とか、そういうことは何か考えていらっしゃるのでしょうか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　具体的な話までは伺っていないところもあるんですけども、レストラン、カフェを使って何かイベントだとかというのをやりたいという話は聞いております。
- 委員長　ほかに御質問はありませんか。
- 藤岡委員　437ページにある旧図書館解体事業のほうですけど、すみません、確認です。
- 建物だけ解体ですか、どのぐらい更地にするのかなと思ひまして。特に駐車場部分が少し高台になっているとか駐車場の入り口が坂道になっていたりとか、あと生活道路のほうから出てくると駐車場の高さがあるって、右から来るというか、あれはもう全く触らないですかね。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　生涯学習課で今回予算計上させていただいています旧図書館解体事業については、建屋の解体のみという形になっております。

- 藤岡委員　その前にある花壇とかそういうものは特に、あくまでも建物の解体だけで、それ以後のああいう部分は、もう新しい保育園をつくる側がいろいろ触っていくという形になるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　旧図書館に設置してありました石碑などは、もう今移設をさせていただきましたので、ごめんなさい、私、先ほど建屋というお話をさせていただきましたが、その前も含めての解体という形になります。
- 委員長　よろしいですか。
ほかに。
- 稲山委員　1点確認なんですけれど、公民館整備等事業はよかったかな。
公民館整備等事業の公民館改修事業の工事請負費、駐車場排水設備工事費129万8,000円があるんだけど、これの内容と、それと、その場所というのは、その前にある公民館維持事業の駐車場敷地の借り上げ料のこの駐車場なのかどうなのか、ちょっと教えてほしいんだけど。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　公民館改修事業で駐車場排水設備工事費ということで、古知野北公民館、古北にじいろ会館の駐車場の排水工事を予定しております。こちらにつきましては、公民館の東側駐車場に大雨が降ってしまうと、その後に大きな水たまりができて、学童だとか公民館の利用者に御不便をおかけしているというような現状でございますので、側溝だとかますをつくって排水を行うような工事を予定しております。
その上の駐車場の借り上げにつきましては、こちらも古知野北公民館の駐車場になりますが、工事の、改修事業のほうにつきましては、駐車場の側溝のところの工事をさせていただくような形になります。
- 稲山委員　この駐車場の敷地の借り上げ料というのは、これはどこへ払うの。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　駐車場の敷地の借り上げ料は、地主から借りておりますので地主のほうに借り上げ料ということでお支払いのほうをさせていただいております。
- 稲山委員　そうしたときに、その契約書が分からんでいかんのやけど、その駐車場の整備に関しては、それは市がやるというふうになっておるの。

○生涯学習課長兼少年センター所長　すみません、先ほど少し言葉足らずでしたが、改修工事、排水の工事をさせていただく駐車場と借り上げをさせていただいている駐車場とは別の場所になりますので、工事をするほうは借りているところではないという形になります。

○稲山委員　　という、それは市の所有地ということかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　そのとおりでございます。

○稲山委員　　分かりました。

○委員長　　ほかにありませんか。

○三輪委員　　2点お願いします。

1点目は、443ページの世界平和を願うパネル展のことなんですが、開催場所が市民文化会館とすいとぴあ江南というふうになっていますけれども、市役所とかでもやっていただいていたことがあると思うんですが、パネルなどが貸出しもしていただいただけそうなことで大変ありがたいんですけども、さらにちょっと数を増やしていただくとか、この展示場所を増やすとか、そういうような予定はないでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今現在は、会場の増設だとか増やしてどこかでやるというような予定は今のところはございません。

○三輪委員　　要望ですが、ぜひなかなかそういうものに触れる機会がもう少なくなってきていますが、ちょっといろいろ世界情勢とかもあるし、そういうのを増やしていただければなというふうに思います。

もう一点は、その445ページの下の国際交流事業のところなんですが、一番下に外国人児童生徒放課後学習支援事業というのがあるんですけど、多分これはふくらの家のほうに委託していると思うんですが、その支援していただく方の人件費とか、そういうのは、上のほうの国際交流協会支援事業の中で賄われているということでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　そのとおりでございます。

○委員長　　ほかに御質問はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　それでは、スポーツ推進課の所管について御説明申し上げますので、予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の14款1項7目4節保健体育使用料でございます。説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター使用料はじめ13項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段やや下の17款1項1目2節使用料及び賃貸料でございます。説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入でございます。説明欄のスポーツ推進課分、コピー等実費徴収金はじめ5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

446ページ、447ページをお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。少しはねていただきまして、456ページ、457ページの中段にかけて掲載してございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 藤岡委員　すみません、35ページの蘇南公園グラウンド等使用料、この等と入っていますので、上のところにテニスコートの使用料は書いてある。予算ですので見込みという形になりますけど、この蘇南公園グラウンド等のほうには、全部グラウンドとかローラースケート場とかパークゴルフ場とか、少しちょっと種類別にどのぐらいなのかというのは出ますか。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　蘇南公園グラウンド等につきましては、多目的グラウンド、それから多目的広場、蘇南グラウンド、南野グラウンド、それからパークゴルフ場の貸切りの場所ですね、そういったところでローラ

ースケート場は都市計画課の担当になっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○藤岡委員 その大体項目ごとに幾らぐらいの収入の予定があるのかを、ざっくりでいいです。お願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 令和6年度の予算としまして、多目的グラウンドが28万5,190円、多目的広場が5万7,500円、蘇南グラウンドが8万7,810円、南野グラウンドが7万2,960円、パークゴルフ場の貸切りの場合がございまして、そのパターンで9万3,870円、それからパークゴルフ場の一般利用のほうですが210万6,960円、合計で270万4,290円というふうに試算をしております。

○藤岡委員 ありがとうございます。

まだ結構パークゴルフ場、一般の利用者の方がたくさんいるなということをおもいましたので、ありがとうございます。

○委員長 ほかに質問はありませんか。

○土井委員 江南市民駅伝がこれ開催委託ということで出ていますけれど、今年、江南市の70周年ですけれど、それに絡めて何か考えていらっしゃるかとはいなく、従前どおりの開催を委託ということでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 競技自体は例年どおりの種目でまいりたいと思いますが、2年前から小学生が参加できるような仕組みを試行的にやっておりますが、まだ検討中ではございますが、一般の小学生にも出ていただけるようなイベントを70周年のときにできないかなということをお模索中ではございます。

○委員長 ほかに御質問はありませんか。

○三輪委員 449ページの12節委託料の地域スポーツクラブ活動試行実施委託料というのは中学校のクラブ活動の試行かなと思うんですが、どこで何人の方というふうなことが決まっているのか、団体、この団体にこの86万5,000円で委託というか、もし何人ぐらいの方でというのが分かれば教えてください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 令和6年度、令和5年度、今年度も今実施しておりますが、それを踏まえて9種目、大体各種目、少ないと

ころで10人から多くて30人程度今参加していただいております、競技を一つずつ申し上げていきますと、ランニングに特化した陸上競技、それからバスケットボール、それからソフトテニス、サッカー、バレーボール、バドミントン、ソフトボール、この種目は現在、今試行実践をやっている種目です。

それに加えて、令和6年度は軟式野球と剣道、今指導者の方を募っている最中ですが、この9種目で試行実践をしていく予定にしております。

○三輪委員 先ほど10名から30名と言われたのは、指導者の方がその数ということですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 すみません、参加人数ですね。その運営なんですけれども、総合型スポーツクラブというものがございまして、そちらのほうに今運営をお任せしていると。令和6年度に関しても引き続きお願いしていく予定で、今予算を上げさせていただいております。

○三輪委員 各種目2人ないし3人ぐらいの方が指導に当たっていただけるというか、そういう体制が取られつつあるということですね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 集まる人数とか種目にもよりますが、おおむねおっしゃるとおり2人か3人ぐらいの指導者で行っております。

○委員長 ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 それでは、こども政策課所管につきまして該当箇所を御説明させていただきます。

なお、冒頭に委員長からお話ございましたとおり、来年度に予定されております機構改革によりまして、こども政策課の所管業務につきましては、こども未来課及び子育て支援課の所管となります。

また、執務場所につきまして、こども未来課の所管となる業務につきましては、引き続き本庁舎1階の西側フロアとなります。子育て支援課の所管と

なるこども家庭センター及び子育て支援センターは t o k o + t o k o = l a b o（布袋駅東複合公共施設）内において、放課後児童支援に関する業務は本庁舎2階となり、課長は t o k o + t o k o = l a b o（布袋駅東複合公共施設）に籍を置く予定でございます。

それでは、初めに歳入についてでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

最上段、14款2項2目2節児童福祉手数料、右側説明欄、こども未来課、病児・病後児保育利用手数料でございます。

次に、同じページの下段、14款2項7目1節教育総務手数料、右側説明欄、子育て支援課、放課後児童健全育成手数料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

中段、15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄、こども未来課、児童扶養手当支給費負担金ほか1項目、子育て支援課、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段やや下、15款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、こども未来課、母子・父子家庭自立支援給付金事業費補助金、養育費確保支援事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、子育て支援課、児童虐待対策等総合支援事業費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

最下段、15款4項2目1節児童福祉費交付金、右側説明欄、こども未来課、子ども・子育て支援交付金のうち、病児病後児事業及び放課後児童健全育成事業、はねていただきまして、47ページの最上段、子育て支援課、子ども・子育て支援交付金、ほか1項目でございます。

次に、同じページの下段、15款4項5目1節教育総務費交付金、右側説明欄、子育て支援課、子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

中段、16款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄、こども未来課、児童手当費負担金、子育て支援課、児童委員活動費負担金ほか1項目でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

中段、16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄、こども未来課、地域子ども・子育て支援事業費補助金のうち、病児病後児事業及び放課後児童健全育成事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金、子育て支援課、地域子ども・子育て支援事業費補助金、出産・子育て応援事業費補助金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

最上段、16款2項6目1節教育総務費補助金、右側説明欄、子育て支援課、放課後子ども教室推進事業費補助金ほか1項目でございます。

次に、同じページの下段、16款3項2目1節児童福祉費委託金、右側説明欄、こども未来課、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料、右側説明欄、子育て支援課、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入のうち、右側説明欄、子育て支援課、子育て短期支援利用料ほか2項目でございます。

続いて、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、204ページ、205ページをお願いいたします。

初めに、こども未来課の所管分でございます。

3款2項1目こども保育費、右側説明欄中段、子ども・子育て支援推進等事業から、207ページの上段、認可保育所等整備促進事業まで、その下、子育て支援施設整備等事業のうち児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業、はねていただきまして、209ページ、子育て支援施設維持事業のうち児童館等維持事業、はねていただきまして、211ページ最上段、放課後児童健全育成施設維持事業、少しはねていただきまして、221ページの中段、児童・遺児手当等事業から、225ページ、母子等福祉推進事業まででございます。

次に、子育て支援課所管分でございます。

同じページの中段、3款2項2目子育て支援費、右側説明欄、子育て支援

センター維持運営事業から、少しはねていただきまして、233ページ中段、母子生活支援施設措置事業まで、同じページの最下段、児童館等運営事業から、少しはねていただきまして、237ページの上段、子ども会活動助成事業まで、大きくはねていただきまして、398ページ、399ページの下段から、402ページ、403ページまでが10款1項3目放課後児童費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　本当確認だけ、まず1点。

223ページで、児童手当のこの金額は、この備考欄を見ると高校生まで入っているんで、これは高校生まで拡充されるから、ここもそれが入っているということでまずよろしいですか、高校生まで。

○こども政策課長　そのとおり、令和6年10月から拡大分についても該当というか金額が載っております。

○野下委員　もう一点、いいですか。

403ページは該当しているページでよかったですか。

一番下のところ、この放課後子ども教室ICT推進事業ということで内容等も書いてありますけど、この内容をちょっとお知らせ、どういうことか聞かせてください。

○こども政策課長　こちらは放課後子ども教室において通信環境整備を行うという記載がございます。こちらにつきましましては、現在、欠席等の連絡を本庁で受けまして、その後、放課後子ども教室の職員が出勤の後に電話連絡をしておるところでございますが、こちらの事業を行うことによりまして、各教室において出欠席を確認できるというような形の環境整備を考えております。

○野下委員　放課後子ども教室というのは、学童とはまた違う教室ですかね。

○こども政策課長　学童とは違いまして、放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保するという考え方から学校の中でそういった活動を行うということで、現在週に3日、月曜日、水曜日、金曜日の3日間実施をしているものでございます。

- 野下委員 分かりました。
- 委員長 ほかに御質問ありませんか。
- 三輪委員 399ページの放課後子ども総合プランなんですけれども、本当に待機が出て大変なことになっているんですけれども、指導員の人数が今年、これは何人分かなあと。やっぱり常勤の方を40人に1人は置くというようなことにはなっているんですけど、そういう配置にはなっていないのでしょうか。
- こども政策課長 現在、今委員おっしゃられましたように、おおむね40人に対して支援員、補助員を2人という配置で実施をしております。ただ、常勤という方については現在は雇用がないような状態でございます。
- 三輪委員 もう一度その中で確認なんですけど、来年度から勤勉手当もつくようになって、期末・勤勉手当がつくのは何人ぐらいで、これは全体のどのぐらいの方なんでしょうか。
- こども政策課長 学童保育の支援員、補助員につきましては、1週間当たりの勤務時間が20時間を超える方がお見えになりませんので、こちらの中には期末手当、勤勉手当の支給対象となる方はお見えになりません。
- 委員長 ほかに御質問ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 ちょっと私のほうから1点質問させていただいていいですか。
- 副委員長 委員長と交代します。
- 中野委員 403ページの放課後子ども教室の関係なんですけれども、以前私、ちょっと一般質問のほうで学童と放課後子ども教室を一緒にしてというところも御質問させていただいて、当初アンケートをまず取ったところとところで取っていただいたと思うんですけれども、ざっくりでいいんですけど、どんな内容があったのか、お聞きしたいんですけれども、まず1点として。
- こども政策課長 アンケートにつきましては、放課後子ども教室に通って見える保護者の方を対象に実施をさせていただきました。内容といたしましては、実際どのような条件でそれを申し込まれているかというような形でアンケートを取らせていただきました。今、週3回実施しているということで先ほどお話をさせていただいたんですけれども、やはりその3日間で就業さ

れてみえる方が結構お見えになったものですから、結果として放課後子ども教室、放課後の子供の居場所づくりということで事業は行っておるんですけども、実態としては就業支援に近いものももしかしたらあるのかなというような結果が出ております。

○中野委員　　ちょっと次なんですけど、先ほどの学童と放課後子ども教室を一体化していくというところでいくと、今学童のほうで支援員の確保が非常に困難というところでいくと、一体化というのも1つ考え方としてあると思うんですけども、その辺の方向性はどう思っているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○こども政策課長　　今回の機構改革によりまして、放課後子ども教室と学童保育の担当が1つのグループになって本庁で執務を行うことになります。

具体的にどういった形で放課後子ども教室を整理できるかというのは、まだ全く未定の状態ではございますけれども、中野委員言われましたように、学童保育の支援員が足りないということは前からお話をいただいておりますので、それぞれの在り方を考えながら支援員の確保について努めてまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

○中野委員　　ありがとうございました。

○副委員長　　よろしいでしょうか。委員長と交代します。

○委員長　　ほかに御質問ありませんか。

○三輪委員　　401ページの放課後児童支援員補助人材確保事業というのがありますが、事務をやる方を新たに入れるということだったと思うんですけども、各施設に1人ずつ配置なのかどうかと、1日何時間の配置なのかを教えてください。

○こども政策課長　　今委員がおっしゃられた事務員の配置につきましては、一番最下段のところ、支援体制強化事業というところで会計年度任用職員の報酬を上げさせていただいております。こちらは各学童保育所に事務員1人ずつを配置する予定でして、勤務時間は1日3時間という形で考えております。

○三輪委員　　分かりました。

本当は事務員よりも指導員が要るので、ぜひ指導員を増やしてほしいんで

すけれども、もう一つ、その上の人材派遣の手数料というのがあって、夏休みは昨年もちよっと人が足りなくて人材派遣から人に来ていただいたということだと思うんですけど、今年も何人分とかもう決まっているのか、まだこれから募集して、それによってこの人数とかが変わってくるのか、今の状態というか状況はどんなことなのか教えてください。

○こども政策課長 放課後児童支援員補助人材確保事業につきましては今年度から実施をいたしている事業でございます。夏休みの期間中に必要な放課後児童支援員の補助員を人材派遣の会社から派遣いただくような事業でございます。今年度は5人工ということで派遣をいただきました。来年度につきましても10人工ということで予算を上げさせていただいておりますけれども、委員おっしゃられましたように、この後また夏休み用の支援員の募集ということで随時募集をかけてまいります。ですので、何人工雇ってどちらの学童保育所に配置するかということにつきましては、その募集状況を勘案しながらということになりますので、お願いいたします。

○委員長 ほかに御質問ありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 長尾議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がございますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。

委員外議員として発言を、長尾議員、許します。

○長尾議員 すみません、再びありがとうございます。

今回の予算の説明で当初に組織が変わるということで、子育て支援課は課長が $t o k o + t o k o = l a b o$ に配置されるという話を言われましたけど、合っていますか。

それを前提に話をさせていただきますけど、部長は多分影響ないと思うんですけど、昨年、 $t o k o + t o k o = l a b o$ の維持管理の予算立てがされたときに、なぜ健康づくり課かという質問をさせていただいているんですね。そのときは $t o k o + t o k o = l a b o$ に配置される職員が保健セン

ターに関連する方しか職員がいないから健康づくり課に充てたんですということ
ことで予算の説明がされました。

今回、子育て支援課、課長が行かれるなら、保健センターの担当の職員より
も上の方が行かれるのであれば、そちらの方が全体の統括をされるべきな
んだと思いますけど、なぜ今回、健康づくり課のままなんですかね。

○こども政策課長 t o k o + t o k o = l a b o (布袋駅東複合公共施設)につ
きましては、現在も健康づくり課の課長がお見えになられまして、こども
政策課の職員も、こども家庭センターのグループ員と子育て支援センターの
職員が既にございます。なので、現状増えるのはグループ員の増員とい
うのを今考えてはおりますけれども、現状のグループ員にプラス課長が行
くというような考え方でおります。

○委員長 よろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査を
行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 保育課所管の令和6年度一般会計予算について御説明
申し上げます。

なお、来年度に予定されております機構改革により、保育課の所管業務に
つきましては、こども未来課の所管となります。

それでは、予算書の15ページをお願いいたします。

第3表 地方債のうち、上から3行目、保育園施設改修事業でございます。

次に、28ページ、29ページの下段をお願いいたします。

保育課所管、こども未来課の歳入でございます。

14款1項2目2節児童福祉使用料のこども未来課、保育所保育料から保育
園目的外使用料(駐車場)までの5項目でございます。

次に、40ページ、41ページの下段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金のこども未来課、子ども・子育て支援
体制整備総合推進事業費補助金、保育園防音事業関連維持費補助金及び医療
施設運営費等補助金の3項目でございます。

44ページ、45ページの下段をお願いいたします。

15款4項2目1節児童福祉費交付金のこども未来課、子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業、実費徴収補足給付事業分、そして、子どものための教育・保育給付費交付金及び子ども・子育て支援施設等利用給付費交付金の3項目でございます。

48ページ、49ページの中段やや下をお願いいたします。

16款1項1目2節児童福祉費負担金のこども未来課、子どものための教育・保育給付費負担金及び子ども・子育て支援施設等利用給付費負担金の2項目でございます。

52ページ、53ページの上段やや下をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金のこども未来課、施設型給付費等補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金の一時預かり事業分、1歳児保育対策費補助金及び第三子保育料無料化等事業費補助金、私立幼稚園授業料等軽減補助金から保育環境向上等事業費補助金までの7項目でございます。

66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目5節保育園給食費徴収金のこども未来課、3歳以上児徴収金はじめ2項目でございます。

70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のこども未来課、児童福祉等実習指導委託費、一時保育利用料及び廃食用油売払収入の3項目でございます。

その下、最下段をお願いいたします。

22款1項2目2節児童福祉債のこども未来課、保育園施設改修事業債でございます。

次に、保育課所管、こども未来課の歳出でございます。

206ページ、207ページの中段、3款2項1目こども保育費、子育て支援施設整備等事業の保育園改修事業、その少し下、子育て支援施設維持事業の保育園維持事業、210ページ、211ページの中段、保育園保育等事業の保育園保育事業から、218ページ、219ページの上段、幼稚園補助事業までの事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく

お願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　215ページの保育管理システム運用事業についてお尋ねしたいと思いますが、よかったですでしょうか。該当しますでしょうか。

来年度予算にこれをつけていただきまして大変ありがたく思っておりますが、この保育管理システムのまず一つは、その内容と、それからここはこんだけの金額なんですけど、これは全園へいくのか、それとも何園なのかとか、その辺の2点についてお聞きしたいんですけど。

○保育課指導保育士　予定としては16園全園となります。

内容といたしましては、まだ予定でこれからですが、保護者の利便性を図るために毎登降園時の保育士との情報共有、即時性のある欠席連絡、そして、保育士の事務軽減といたしまして緊急時の保護者連絡、アンケート、登降園情報の確認、保育の様子を伝えるドキュメントの作成、園児情報、指導案、日誌などの一元管理を今のところ予定をしております。

○野下委員　いろんなお知らせ等は、紙じゃなくて保育管理システムを使ってできるということになりますか。

○保育課指導保育士　そのように予定をしております。

○委員長　ほかにございませんか。

○三輪委員　すみません、1つ目、今の関連なんですけれども、この保育管理システム運用事業の中で毎年要るものと、それから多分端末とかはもう、この一回限りかなと思うんですけど、その辺はどうなっているのか、お尋ねします。

○保育課副主幹　初年度に考えておりますのが委託料でございますが、機器設定委託料、あと備品購入費ということで端末機器の購入を考えております。

あと、役務費の通信回線料ですとか機器保守委託料、あとシステム利用料については毎年かかってくるものと考えております。

○三輪委員　あと2点。特に保育士と、それから保育園の給食調理員なんですけれども、一般質問か議案質疑どっちかであったと思うんですけど、正規職員の方とそれから会計年度任用職員があると思うんですけど、特に保育

園の場合、会計年度任用職員もたくさんいらっしゃるって、そういう方がいて回っているとは思いますが、その人数と割合が分かれば教えてください。

給食調理員も正規職員はほとんどいないかなと思うんですが、来年度、正規職員の方が何人で会計年度任用職員が何人なのか、分かれば教えてください。

- 保育課指導保育士　まず給食調理員におきまして、令和5年4月の給食調理員の配置については10名の正規職員を各園1人ずつ配置しておりました。令和6年度の職員の配置につきましては、令和5年度の定年退職者が1名いるため9名となる予定でございます。

令和2年度から、再任用職員を2名配置する園については正規職員を配置しないこととしておりましたが、令和6年度も再任用職員の2名体制が取れない可能性があります。来年度の再任用予定の職員は6名となっております。

給食調理員の会計年度任用職員の配置は再任用職員と正規職員の時間数に応じて配置しており、令和5年度の欠員対応の会計年度任用職員は30名で、比率は62.5%となっております。令和6年度については人員の不足もあり、まだ未定でございます。

保育士のほう、クラス担任のほうなんですが、会計年度任用職員のクラス担任は、正規職員の保育士と一緒にもう一人の担任として相談して保育のほうを進めている状況でございますが、育児休業、病気休業などを除く令和6年3月1日現在のクラス担任の実質の人数で申し上げますと、正規職員クラス担任は106名、会計年度任用職員のクラス担任は49名で、正規職員の比率は68.4%となっております。

- こども未来部長兼こども未来部保育課長　議案質疑でもお答えしたところでありますけれど、議案質疑のときは、人数というか人というか、1週間に1時間でもお一人と数えての割合をお答えしたところであります。本来は会計年度任用職員も、例えば7時間45分で週5日間働いたとするとという計算、試算というかをしないと正確な割合にはならないということでしたが、そこまでできなかったものですから、人の数だけでお答えしたというところであります。本会議では。

- 委員長　ほかに。
- 三輪委員　確認ですけど、人数としてはかなり会計年度任用職員は多いんだけど、時間数からすると正規職員がかなりの部分をしっかりやっているという、そういうことですね。
- こども未来部長兼こども未来部保育課長　しっかりやっているということは、みんなしっかりやっていますので、それぞれの持ち場で、たとえ1時間でもしっかりやっているんですけど、ということですのでよろしくお願いします。
- 委員長　ほかございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようですが、先ほど、こども政策課から答弁訂正のほうがありますので、答弁訂正を許します。
- こども政策課長　申し訳ございません、先ほど三輪委員からの御質問で放課後子ども総合プラン事業、放課後児童健全育成で、期末手当、勤勉手当の支給人数は何人かということでお尋ねをいただきまして、支援員、補助員には該当者がいないということでお答えをさせていただいたんですけども、来年度6人の支給を見込んでおります。申し訳ございませんでした。
- 委員長　これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後2時25分　休　憩

午後2時25分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第23号を挙手により採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
[賛成者挙手]
- 委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号　令和6年度江南市国民健康保険特別会計予算

- 委員長　続いて、議案第24号　令和6年度江南市国民健康保険特別会計予

算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 特別会計予算の5ページをお願いいたします。

議案第24号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計予算でございます。

6ページから9ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税から、14ページ、15ページの6款諸収入まででございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

1款総務費から、28ページ、29ページの8款予備費まででございます。

なお、当初予算説明資料の48ページから50ページにかけて、国民健康保険税現年課税分の資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 11ページで滞納繰越分の予算立てがあるんですが、これが昨年0.21から0.22というふうに増えている、増えているほどでもないんですけど、なかなかこの滞納がまた次の年に入るとするのが難しいかと思うんですけども、これは今年度の実績でいうとどの程度だったのか、お尋ねします。

○保険年金課長 滞納繰越分の収入率という質問だったと思いますが、令和5年度の1月末における収納率は滞納繰越分で20.5%という状況でございます。

○三輪委員 それで何とか22%いくかなということだと思いますが、あと、その上の来年度の保険税の収納率0.94というのは94%入るという見込みだと思うんですが、これは今年度と同じ数字なんですけれど、来年、ちょっとさっきもあったんですけど、値上がりして同じだけちゃんと集まるのか、本当にもうちょっとこれは無理があるんじゃないかと思うんですけども、今年度の実績からして94%入るというのが見込めたということでしょうか。

○保険年金課長　　今委員おっしゃるとおり、予算としては前年度と同じとしております。実際の収納率に関しましては、令和4年は93.9%でございました。現在の令和5年度の現年課税分の収納率は、前年よりも少し上回っている状況でございます。令和6年度に関しましても、税率は上がりますが、丁寧な説明をして収納率の低下にならないように心がけております。

○三輪委員　　19ページのところで、出産育児一時金というのが、昨年が60人が今年55人で5人減っているんですけども、これは実績というか、その前から比べて大体5人ずつぐらい減っているのでしょうか。

○保険年金課長　　出産一時金を支給した方の人数ということでよろしいかと思いますが、今手元に分かるデータとしては令和4年度が最新になっておりますけれども、令和4年度が31人、令和3年度が41人、令和2年度が49人、令和元年度が54人という状況でございます。

○三輪委員　　本当に出産が減って、その下を見ると葬祭費支給は150人で同じなんで、たくさんの方がお亡くなりになっても生まれる方が少なくて、ちょっとこれは本当に、切実に何とか考えないといかんなと思いました。

○委員長　　御要望ですか、御要望というか感想でいいですか。
ほかに御質問ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時32分　　休　憩

午後2時32分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 32 分 休 憩

午後 2 時 46 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号 令和6年度江南市介護保険特別会計予算

○委員長 続いて、議案第26号 令和6年度江南市介護保険特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 令和6年議案第26号について御説明申し上げますので、特別会計予算書の51ページをお願いいたします。

令和6年議案第26号 令和6年度江南市介護保険特別会計予算でございます。

52ページ、53ページに第1表 歳入歳出予算を掲げております。

54ページ、55ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料から、進んでいただきまして、62ページ、63ページの8款2項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費から、84ページ、85ページの7款予備費まででございます。

86ページには給与費明細書を掲げております。

また、別冊の令和6年度江南市当初予算説明資料の51ページには保険料（現年度分）を、52ページには保険給付費と地域支援事業費の概要を掲げております。

補足説明でございますが、地域ふくし課に係る歳出予算につきましては、80ページ、81ページの4款3項2目包括的支援事業・任意事業費（地域福

社)のみが該当し、それ以外は介護保険課に係る予算でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 69ページの介護認定事業のところなのですが、認定調査等事業と、その下に介護認定審査事業というのがあるんですけど、普通要介護何とかというのは下の認定審査事業だと思うんですけども、上の認定調査等事業というのがどういうものか、ちょっと教えてください。

○高齢者生きがい課長 市民の方から介護認定申請がありますと介護認定調査というものをを行います。市のほうで会計年度任用職員、調査員を雇用しております、その者が御本人のお見えになる自宅であったり、病院であったり、施設であったり、そういったところへ訪問して調査を行う、そうした形式が認定調査等事業に計上してあります。

介護認定審査事業につきましては、その認定調査後に主治医の意見書というものをお願いして、それが届くんですけども、その資料を合わせまして認定審査会というものを実施して要介護度を決めていくわけなんですけれども、そちらの審査会に係る経費が主に計上してあります。

○三輪委員 ケアマネジャーとかがいらっしゃって、いろいろ調べるとか、そういうのはまた別のことなんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 ケアマネジャーは、認定調査や認定審査には影響はないものです。

○委員長 ほかに御質問ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 ちょっと私のほうから1点。

○副委員長 委員長と交代します。

○中野委員 77ページの委託料、一般介護予防事業実施委託料536万3,000円あるんですけども、これの中身をお聞きしていいですか。

○高齢者生きがい課長 こちらは来年度から新たに実施する予定の事業でございます、eスポーツを活用した講座を委託していくというものです。講座については1回当たり90分から120分を予定してございまして、ずうっとeス

ポーツを体験していただくのではなくて、初めに講義ですとか簡単な体操などを行った後にeスポーツの体験を行うといった内容で考えております。

1期6回を年度の中で2期行いまして、それぞれ2施設、現在のところ、すいとぴあ江南と市民文化会館を予定しているんですけども、2会場で実施する予定としております。

○副委員長　　よろしいですか。

○中野委員　　具体的に、その委託業者というのはどういう形で選定していくのか。

○高齢者生きがい課長　　入札により決めていきたいと思っております。

○中野委員　　今、すいとぴあ江南と市民文化会館という話だったんですけど、結構eスポーツをやっていると思うとネット環境が非常に大きくないとあれなんですけど、その辺のネット環境の調査みたいなのはできているのか。実際、動いてみたらネットが固まってできないとかということも、かなりやっぱりネットに容量がないとできないというようなことを聞いているんですけど、その辺の確認とかはよかったですか。

○高齢者生きがい課長　　そういった調査までは現在行っておりませんが、円滑に事業が遂行できるように委託してまいります。

○中野委員　　高齢者の対象とかというのは、施設に入っている方なのか60代だとかという、どういう対象を考えてこの事業を進めていこうというふうに考えているのか。

○高齢者生きがい課長　　基本的には、一般介護予防事業というのは介護認定を受けていない方が対象になります。65歳以上の江南市にお住まいの、施設の方ではなくて在宅の方が対象になると思います。

○中野委員　　今、eスポーツという話なんですけれども、その設備というのか器具というのかゲーム内容だったりとかという話だと思うんですけど、その辺の中の機器みたいなのは、どっちが用意してどういうふうにやっていくとか、その辺はどうやってお考えか。新たにこれを補正で組んでいくのか、ここの中に全部入っているのか、その辺はどうですか。

○高齢者生きがい課長　　委託料の中に借上げ料が含まれております。

○中野委員　　終わりました。

○副委員長 よろしいですか。

○中野委員 はい。

○副委員長 委員長と交代します。

○委員長 ほかに御質問はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 54 分 休 憩

午後 2 時 54 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長 続いて、議案第27号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 特別会計予算書の88ページをお願いいたします。

議案第27号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

89ページから91ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、2 款繰入金、3 款繰越金、最下段の4 款諸収入につきましては、次の94ページ、95ページにかけて掲載をしております。

次に、歳出でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

1款総務費から、98ページ、99ページの3款諸支出金まででございます。

なお、当初予算説明資料の54ページに後期高齢者医療保険料現年度分算出
表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし
ます。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休 憩

午後2時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第30号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第30号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及
び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第30号について御説明申し上げます
ので、追加議案書の2ページをお願いいたします。

令和6年議案第30号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に

関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

3ページから6ページには条例案を、また7ページから16ページにかけて条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　以前、7ページのところで下段ですが「利用者の数が35又はその端数を増すごとに」が「44又はその端数」とか、その下は「49」とかというふうになっているんですけど、あまりよく分からないんですけど、結局、人手がなくて、利用者の数を増やしてもよいというようなことになっているのか、ちょっとこの数が変わったところがよく分からないんですけど、教えてください。

○高齢者生きがい課長　こちらは国のほうの基準が変わったことに伴いまして市のほうでも併せて条例を改正するものですがけれども、根底にあるのはケアマネジャーとかの人材確保といったことがあると思います。

また、地域包括支援センターの負担軽減といった面からも、このような変更になったと考えております。

○委員長　ほかに御質問ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時00分　休　憩

午後3時00分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第31号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第31号について御説明申し上げますので、追加議案書の17ページをお願いいたします。

令和6年議案第31号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、18ページから21ページには条例案を、また22ページから32ページにかけまして条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 25ページの地域包括支援センター運営協議会というものが江南市高齢者福祉審議会というふうに変ったのかと思うんですけども、何か中身というか、やることで変わるというようなことはあるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 もともと地域包括支援センター運営協議会というものがあつたんですけども、江南市高齢者福祉審議会の中に機能を移転させるということを既にもうやっております、条例と実態が合わないということで須賀議員のほうから御指摘をいただきまして、今回、議案第12号で改正をした内容でございます。

○委員長 ほかに御質問ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 02 分 休 憩

午後 3 時 02 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

報告書についてはタブレット端末に配信しておりますので、御覧いただきますように。

去る令和6年1月26日に愛知県春日井市を行政視察していただいた報告書について御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載するようになっておりましたことから、既に記載してありますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きますして、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信してありますので御覧ください。

令和6年1月23日、尾北高等学校と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても事前に委員の皆様へ配付してありますが、タブレット端末に配信しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

当委員会に付託されました案件は、皆様の御協力によりスムーズに終了いたしました。ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会といたします。

午後3時04分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 中野裕二

厚生文教副委員長 三輪陽子